

文 教 委 員 会 会 議 録

1 開会年月日

令和7年4月25日（金）

2 開会場所

第二委員会室

3 出席委員（9名）

委員長	浅川	のぼる
副委員長	沢田	けいじ
理事	宮野	ゆみこ
理事	宮崎	こうき
理事	白石	英行
理事	岡崎	義顕
理事	板倉	美千代
委員	千田	恵美子
委員	市村	やすとし

4 欠席議員

なし

5 委員外議員

なし

6 出席説明員

多田 栄一郎	子ども家庭部長
鈴木 大助	子育て支援課長
富沢 勇治	子ども施策推進担当課長

7 事務局職員

事務局長	佐久間 康 一
議事調査主査	糸日谷 友
係 員	眞 鍋 由起子

8 本日の付議事件

(1) 理事者報告

1) こどもの権利に関する意識調査（2回目）について

(2) その他

午前 9時57分 開会

○浅川委員長 皆さん、おはようございます。

それでは、皆さんおそろいですので、文教委員会を開会させていただきます。

委員等の出席状況ですが、委員は全員出席です。理事者につきましては、関係理事者の出席をお願いしております。

○浅川委員長 理事会についてですが、必要に応じて協議して開催したいと思います、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○浅川委員長 本日の委員会運営についてですが、理事者報告1件、その他、委員会記録について、閉会、以上の運びにより、本日の委員会を運営していきたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○浅川委員長 本日の委員会は正午までであり、会議時間の延長は行わないこととなっております。

各委員及び理事者の皆様には、質問・答弁など簡潔明瞭に行い、本委員会が円滑に運営されるよう御協力をお願い申し上げます。

○浅川委員長 それでは、理事者報告、子ども家庭部子育て支援課より、報告事項1「こどもの権利に関する意識調査（2回目）について」の説明をお願いいたします。

富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 こどもの権利に関する意識調査（2回目）について、御説明いたします。

（仮称）こどもの権利に関する条例につきましては、来年の3月制定に向けて、本年度です、準備を進めておるところでございます。

昨年10月、11月に1回目のWEBアンケートを行いました、さらに丁寧に子どもを含む区民の皆様の意見を聞くために、5月、6月に2回目のWEBアンケートを実施したいと考えております。

資料の2番のところの調査対象者及び調査方法は、1回目と同様に実施することといたしまして、まず区報、区ホームページ、SNS、チラシ等で全体に周知をするほか、こちらの表の中の(1)から(3)になりますが、小中高の児童・生徒の皆様には、本人宛てにQRコードを記載したはがきをお送りいたします。

未就学児の方には、子ども本人宛てにはがきを送り、保護者の方に大人向けのアンケートに答えていただきます。

また、区立小・中学校につきましては、学校から貸与しているタブレットのL-Gateにリンクを張りまして、そちらからも回答できるようにいたすよう準備を進めているところがございます。

資料の4番のところの、調査期間につきましては、本年5月、連休明けから1か月程度、6月上旬を予定しております。

資料5の今後のスケジュールといたしまして、6月以降、集計・分析して、WEBアンケートの意見を反映した条例素案の修正版というものを作成しまして、9月議会に報告していく予定でございます。

アンケート項目の案は、2ページ以降でございます。

2ページ以降は、まず中高生向けのアンケートです。2ページの間2番ですね、Qの2番では、こどもの権利の具体的な内容を知っているかを聞いている質問になります。

問の4から6に関しては、意見表明、子どもたちが自分の気持ちや意見を伝えていられるかというところについての状況についての質問となります。

3ページの間7番、8番は、相談について。問の9、それから次のページへ行った10については、居場所についての質問になってございます。

また、4ページの間11番は、大人や社会の役割についての質問になってございます。

5ページ以降は小学校4年生から6年生向け、9ページ以降は小学校1年生から3年生向けで、それぞれ年齢・学年に合わせて分かりやすい表現としているところがございます。

12ページからは、大人向けのアンケートで、基本的に子ども向けと対応するような内容に

なってございますが、12ページの間の3の枝番の1番とか、13ページの間の5の枝番の1番、2番は、日頃、子どもと関わっていることのある方についての追加質問という形で準備してございまして、子どもとの関わり方を自己点検していただくような内容になってございます。

アンケートの内容につきましては、子ども・子育て会議の委員の皆様にも事前に御確認いただき、現在の案になっているところでございます。

説明は以上でございます。

○浅川委員長 それでは、御質疑のある方、挙手をお願いいたします。

それでは、千田委員。

○千田委員 質問させていただきます。

今回、2回目の意識調査ということです。1回目の調査では、こどもの権利を学び、どのような権利があるのかを位置付けるような調査でした。自由記載欄をこの報告書で見させていただいたんですけど、本当に重要なことばかりで、皆さん丁寧に熱心に答えていただき、やはり関心が高く、真剣に捉えていらっしゃる方が多いことは実感いたしました。

それで、今度2回目の調査が行われるということなんですけれども、この2回目の調査のアンケートの内容を見させていただいて、さらに深掘りしていく調査だと思います。ただ、アンケートを回答する側に立ってちょっと考えてみたんですけど、いきなり意識調査となると、1回目が終わっているのも、またかとかこの間もやったなどと思ってしまうがちなのですが、この2回目の調査の意義を伝えることが非常に重要だと思うんですけど、その辺はどうされるんでしょうか。

○浅川委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 1回目の調査と2回目の調査、今、委員の御指摘いただいたお話としては、少し深掘りしたりとか、結局聞き方を変えていったりとかということで、より我々が必要な情報を得ていきたいなというものになってございます。

2回目調査をするに当たって、前回と同じようにチラシとかQRコードをつけたはがきとかをお送りするんですけども、そういったところの中でも、しっかりと説明のところ、前回に引き継いで実施2回目ですよということも説明しつつ、また、前回の結果概要につながるようなQRコードとかも、同時にはがき、チラシ等にも掲載しまして、前回はこちらを見てください、今回はこちらをお願いしますという形で、前回のフィードバックも兼ねた周知を行っていきたいと思っております。そういったところの中で、前回との違いというのを意識していただいて、お答えいただけるとありがたいなというふうに考えているところでござ

ございます。

○浅川委員長 千田委員。

○千田委員 またかとかこの間もやったからと思われることのないように、そこは工夫していただきたいと思います。

それで、こどもの権利推進リーダーの会議では、中学生が2割、高校生が8割ということで、高校生が中学生の4倍なんですけれども、前回のアンケートの回収は中学生が880件、高校生が984件で1.06倍とあまり差がない。高校生はリーダー会議には関心が高い割には、アンケートの回答が少ない。その辺はどのように分析していらっしゃるのでしょうか。

○浅川委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 アンケートと、いわゆるリーダー会議という形で、我々が募集しまして来ていただいて、直接お話を聞きながら、条例の前文を作る試みをやっているわけなんですけど、直接その参加の仕方とか意欲に何か関連性というのはあまりないのかなというふうには思っているんですが、アンケートのほうは、中学校のほうだと学校から貸与しているL-Gateから入れるということもございました。高校のほうに関しては、そういった形で、より手厚く周知するところがあるところもなかなか難しいところもあるので、アンケートの結果は、どちらかというと小学生・中学生のほうが多いということになっていると思います。

また、リーダー会議のほうは、高校生のほうに関しては、こちらのほうで幾つかの高校を回りまして御案内したところもありましたので、多くの方に御参加いただいているのかなというところがございます。

また、中学生に関しては、中学生サミットというところでも御協力いただいたところがありまして、そちらは、各校の生徒会の皆さんを中心に、各校ごとにお考えいただいた御意見を7月にいただけるということなので、そういった意味では、結果論なんですけど、うまく中学生サミットから中学生の意見をたくさん聞くことができ、このリーダー会議のほうでは、中学生も当然いらっしゃる中で、高校生と一緒に話していただいて意見をいただいているというふうな感じで理解しているところがございます。

○浅川委員長 千田委員。

○千田委員 ぜひ、高校生の方が——確かに高校生というと、区外の方が多いことも承知しているんですけども、やはり高校生の方も積極的に答えていただけるように、そこも工夫していただきたいと思います。

それで、リーダー会議での意見をずっと見させていただいたんですけども、その回答の

中で、テストの点数、成績を兄弟や友達と比較された、あとは、勉強したのと聞かれるとか、塾が忙しいなど、習い事や進路、教育に関連することが非常に多く見受けられるんですけども、これはある意味、文京区の特徴的なことかもしれません。なので、このような勉強や教育について聞き取る項目もあったほうが、より効果的になるのではないかと思います。

あともう一点、文京区の特徴を出すために、どのような文京区を望んでいるのかという質問ですね、例えばきれいなまち、安全なまち、自分らしく生きられるまち、笑顔で自由に楽しめるまち、思いやりの心があるまち、皆が平等に暮らせるまち、これちょっと世田谷のほうから参考にさせていただいたんですけども、このような具体的な、文京区に対してどういう気持ちがあるか、文京区に対してどういう思いがあるか、こういうアンケート項目があったほうが文京区らしさがより出て、充実した条例につながるのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○浅川委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 先ほどのちょっと答弁の続きの部分があるんですが、高校生のほうに関しては、今回リーダー会議のところ、幾つかの学校を回っているところがありますので、今回アンケートに関しては、つながりのできているところに関しては、そちらのときに副校長先生とか教頭先生とお話しできていますので、そういったところを通じて、今回またアンケートがあるのでお願いしますというところで、前回よりも少し手厚い周知をできるかなと考えているところでございます。

それで、お話しいただいたインタビュー内容といいますか、リーダー会議での発言のところは、「もやっと体験」と我々は呼んでいるんですけども、自分のこどもの権利がどうなのかなという場面を思い描いていただくことで、そういった形でお話を、グループ討議をしたんですね。日々のもやっとした体験の中に、実はこどもの権利というのがもしかしたら大切にされてない場面があるので、ちょっと振り返ってみましょうというところの中でやりました。なので、この参加された世代だと、やはり進路であったりとか、学校であったりというところに関しての悩みとか思いというのが多いのかなというところがあったので、そういった意見がたくさん出てきたのかなと思っているところでございます。

アンケートに関しましては、今回こどもの権利に関してのところを聞いていきたいなというところがございますので、そういった意味では、今回は相談であったり、意見を言っているかというところであったりとか居場所の話であったり、そういったところの中で、アンケートに関しては聞いていきたいと考えているところでございます。

また、目指すべきまちの姿みたいなところは、今回のアンケートは、こどもの権利の個々の場面、場面のところにクローズアップしたいというところがあるので、こういった内容になっていますが、例えばリーダー会議の中でも、どのようなまちを目指すかというのは、大きな前提としながら話をしていく形で進めていきたいと考えてございますので、そういった中から条例にも盛り込めるような言葉を拾い上げることができたらいいなと考えているところでございます。

○浅川委員長 千田委員。

○千田委員 ということは、アンケートの内容は追加しないで、ほぼこれでいくという感じなんでしょうかね。

○浅川委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 今回のこどもの権利に関する意識調査に関しましては、前回から深掘りをしているところでございます。また、子ども・子育て会議のほうの中での話合いでも御意見をいただいたところでありますので、基本的にはこの内容で進めていきたいと考えております。

○浅川委員長 千田委員。

○千田委員 分かりました。今後進めていく中で、勉強や教育について、子どもたちが感じることをもっと引き取って、そこが条例に生かされていくといいと思います。だから、今後の聞き取りの中で、そういう勉強や教育、そして、どのようなことを文京区が目指しているかということはどんどん発展させていただきたいと思います。

それで、やはり先ほども課長さんがおっしゃったように、大人たちの意見も聞いていくことも非常に重要だと思います。子ども・若者の声を聞き、今、非常にお子さんに重点を当てて聞いている。もちろん重要なんですけれども、子ども・若者と大人との対話の機会をどんどん取り入れて、子ども・若者対大人の対話の継続、これからも続けていただきたいと思えます。

それで、令和7年1月21日に行われた子ども・子育て会議の要点記録も読ませていただきました。そこで、2人の弁護士さんの発言なんですけれども、やはり同じように、一番子どもと身近に接している小学校、中学校、高校の先生方に対しても、こどもの権利の啓発を実施するのが一番よろしいのではという発言がありました。もちろん、区としても同じ理解だとは思いますが、大人との関わり、対話継続、そして大人たちの継続、この辺もより充実して、9月の素案を作成していただきたいと思えます。何かありましたらお願いいたします。

○浅川委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 こどもの権利でございますが、人権というところの話だと思いますので、これは子どもにもありますし、大人にも当然あるというところでございます。連続しているところかなと思っているところでございます。

今、学校の場面、そういったところという話がありました。昨年も、学校の先生に対して研修という形で、私どものほうで、副校長、副園長の皆さんとか主幹教諭の皆さんとか、あと新人教諭の皆さんとかに時間をいただいて、研修というところで、こどもの権利について、私どものほうでお話しする機会をいただきました。

今年度もそういったことかできるかどうかというのを、教育の部門とは調整しているところでございます。そういったところを通じて、見識を皆さんさらに深めていただけたらありがたいなとか、また、タブレットを通じたL-Gateの中でそのアンケートが行われるということで、学校の現場というんですか、そういう場面のところでも、こどもの権利について、少しお話に出るところも増えるのかなと思いますので、そういったところも含めまして、学校現場とも連携しながら、こどもの権利について、広めていく動きというのは進めていきたいと思っております。

○浅川委員長 千田委員。

○千田委員 分かりました。9月にも素案が出来上がるので、やはり素案は非常に重要だと思います。より充実したものになるよう期待しています。よろしく願いいたします。

○浅川委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 今回こどもの権利に関する意識調査は2回目ということで、昨年10月、11月に1回目の意識調査をやって、予定どおりといえば予定どおりなんですけど、今回2回目ということで、先日、報告書も頂戴いたしまして拝見しましたが、期間も少し早いのかなというのちょっと気になるんですけど、そのあたりどう考えているのかということと。

先ほど話がありました、いわゆる1回目の調査を踏まえて、今回、深掘りをした感じの調査ということなんですけど、その辺の狙いはどのようなところにあるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○浅川委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 今回、この2年間をかけて条例の準備を進めるというところで、事業のほうを進めさせていただいたところでございます。ですので、通常だと、この短い期間でアンケートを取るというのはなかなかまれなのかなと思います。アンケート

調査の場合は、定点観測をするような意味合いもあると思いますので、少し期間を空けた上でパーセントがどう変わっているかを見るとか、そういった目的のものが多のかなと思うんですけども、今回の中では2年間の中で、周知も兼ねて進めていくというところがありますので、アンケート調査の場合は、はがきをお子さん全体に送るというようなこともやっていますので、アンケート調査を行うこと自体が普及啓発にもつながっている効果も大きいというふうに捉えてございます。2年間かけてしっかりと子どもの意見を、こどもの権利の考え方を、浸透を図りながら進めていくということで、この短いスパンの中で、切り口を変えた形で、また改めてアンケートを行うというふうなところで進めていきたいと思っているところでございます。

具体的などころでいきますと、1回目のアンケートでは、こどもの権利を知っているかというところをお伺いしました。小4以上の区分では、七、八割は知っているというふうに答えておりましたが、内容まで知っているというのは4分の1というところまでとどまっていた。

今回は、先ほど問の2番あたりのところですけども、選択肢の中で、子どもの最善の利益であったりとか、こどもの権利についての重要な考え方を並べてございます。そのこどもの権利の個々の大切な考え方について、しっかり皆さんに知っていただけるかということも含めまして、それを知っているかと質問して、今後の啓発に取り入れていきたいということで、少し深掘りをしたところでございます。

また、前回は、こどもの権利の種類16項目について、守られていないものはあるかということについて聞いたところ、子どもの意見表明と尊重のところに課題があるというお声も2割を超えていたところではございました。

そこで、子ども向けの問の4番から6番のところは、子どもが意見を言えているかというところを、段階を分けて細かくちょっと聞きまして、とともに、あと大人向けのほうでも、問の5番あたりで、子どもに意見を確認しているかということで、両方のサイドから少し聞いて、大人に関しては自己点検もしてもらうような設問にしているところでございます。

○浅川委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。1回目からさらに深掘りするような、確かに1回目は、結構、認知度的なところ、質問項目のところが多かったのかなと思うんですけども、そういった意味では、今度2回目、しっかり取り組んでいただければと思います。

アンケートの仕方という意味では、結構、前回はイベントとかに出向いて、健全育成会の

こどもひろばだっけ、とか、本郷祭りとか、いろんなところに出向いてアンケートをやったと思うんですけども、非常によかったかなと個人的には思っているんですけども、今回そのような形でも何かやっていく予定はあるんでしょうか。

○浅川委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 今、委員の御紹介いただいたところは、毎年9月から11月、「文の京こども月間」というふうに銘打ちまして、周知を強化しているところでございます。その中で、様々なところに伺いまして、シールアンケートという形です。今回のWEBアンケートとは別に、シールアンケートというような形で、現場で、こどもの権利を知っていますかって、イエス、ノーで答えていただいたりとか、先ほどお話しした「もやっど体験」というんですかね、少しインタビュー的なところで、御自身のこどもの権利の経験みたいなものをお話しいただくような取組をしてきたところでございます。

今回、WEBアンケートなので、それとはまた別の話になるんですが、今年度も同じような取組は当然続けていきたいと思っております、9月からのこども月間のタイミング等とかを捉えまして、様々な場面で意見、それから個別ヒアリングですね、児童館へ行ったりとか各施設を回ったりもしておりますので、そういったところも継続して続けていきまして、多くの方の意見をお伺いした上で、条例案に反映できたらというふうに考えておるところでございます。

○浅川委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。意識調査に限らず、多くの子どもの意見の吸い上げというか、聞いていくということも非常に大事だと思いますので、全体で見れば2年間のスパンでもございますし、その辺は丁寧に取り組んでいただければと思います。

それと、先ほど、いわゆる前回より深掘りした形の調査というふうなお話もありましたけれども、その中で、問の3番に、あなたは自分のこどもの権利が大切にされていると思いますかというふうな設問がありまして、ストレートといえばどストレートな質問なのかなとも思いますけれども、一方で、小学校低学年の子たちにとっては少し難し過ぎるかなというふうにも感じました。この設問の趣旨というか、目的というか、その辺はどのように捉えているのかお伺いいたします。

○浅川委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 こちらの問の3番のところの、あなたは自分のこどもの権利が大切にされていると思いますかという質問でございます。そちら実は、昨年9月以降のと

ころで各施設を回ったりしたときにも、実は聞いているところがございます。児童館に行ったりとか、あと子育てひろば、未就学のところに行ったときには、御家族の方、何々ちゃんのこと好きかなと表現をちょっと変えたりして聞いたりしたところがございます。また、障害のある方のところでも同じように、この大切にということ聞いてるところございまして、それぞれ皆さん自分の中で答えを出していただいて、お答えいただいているかなというところがございますので、今回、聞くに当たっても、恐らくいろんなお答えを聞けるのかなというふうに期待しているところがございます。

では、なぜこれを聞いたかというところなんです、こどもの権利は、やっぱり思いとか願いなんですよね、子どもたちの。それを実現していくに当たっては、こどもの権利4原則の一つであります最善の利益ということで、その子にとって最もいいことを考えて決めていくことにはなるんですけども、実際は、子どもの個性とか成長段階、それから家庭の経済状況とか、家族構成、例えば兄弟が何人いるかみたいな、そういった状況によっても、結果的に実現できることというのは変わってきます。場合によっては、子ども本人の意向と必ずしも一致しない結論になってしまうこともあろうかと思うんですね。ただ、その場合でも、その子どもにとっては、意見が仮に通らなかったとしても、そのプロセスの中で、自分が大切に考えてもらった結果なんだというふうに感じられていることというのは、すごく大切のかなと我々、捉えております。

ですので、この大切にされているという実感があるかどうかというのは、こどもの権利を進めていく中で、もしかしたら一つの大切な、ゴールという表現はちょっと合わないんですけど、一つ考えていくべきところなのかなと思っております。

そういったところで、我々、大切にされているかどうか、それを大切に思っております、アンケートとか個別のヒアリングのところでも聞きつつ、また、その大切にされているという自覚をお子さんたちもぜひ持ってもらえるとありがたいなというところで進めているところがございます。

○浅川委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。言うまでもないですけど、やはりこどもの権利をどう尊重し、また、それが子ども自身もそうだけど、やっぱり親、社会、あらゆる面でそれは尊重し、進めていかなければならないものだとも思いますし、そういった意味では、本当にこれからもしっかり、先ほども言いましたけれども、子どもの意見も十分に尊重、また意見を取り入れながら、条例制定に向けて取組をしていただければと思います。

ちょっと意識調査と違うんですけども、先ほどもありましたリーダー会議、これが非常に大切な会議体になっていくのかなというふうに思っております。前回もちょっとお聞きしましたけれども、その後というか、今の現状、3回やったんですかね、その辺の状況をちょっと最後にお聞きしたいと思います。

○浅川委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 リーダー会議のほうは、区内の中高生の方、在学・在住の方に募集しているところでございます。応募自体は、65名の方から参加したいという応募がございました。その中から、毎回都合の合う方が来ていただいているんですけど、1回目は1月24日に行いまして59名の方、2回目は3月14日に行いまして57名の方、3回目は4月15日と16日の2日程に分けまして53名の方に来ていただいております。これ2日程に分けたのは、もう50人超えちゃうと、ちょっと会場の準備とか、あと運営、回すほうもなかなか、ちょっと丁寧に子どもたちの意見を吸い上げるというのは難しくなってきましたので、今後は2日程に分けて行う形にしております。

これまで子どもの意見の尊重とか最善の利益とかそういったのをテーマに、こどもの権利について、体系的に学んでいただけるような内容も入れながら、それから先ほどお話にあった、「もやっと体験」と呼んでいますけれども、自分の体験の中から振り返っていただくようなものをしていただいて、こどもの権利そのものについての理解を深めていただいているところでございます。

参加者たちもグループディスカッションとか発表に大分慣れてきているところもございまして、これからは条例の前文を本格的に検討していくところに入っていきます。今のところ、子どもたちにもぜひ、該当するところの文案みたいなものは生の言葉で作っていただくのもいいのかなというふうに考えているところではございます。多くの方の参加を得まして、たくさん生の声をいただいて、よりよい条例にしていきたいと考えているところでございます。

○浅川委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。引き続き丁寧な取組をしていただきながら、先ほど言いましたけれども、しっかり条例制定に向けての取組をよろしく願いいたします。

○浅川委員長 市村委員。

○市村委員 おはようございます。

2人の委員から、私の質問することをほとんど聞いていただいたので、とても分かりやす

く。これから質問したいと思います。

2回目の報告をいただきました。昨年の9月の定例会のとき1回目、そのときも私は、もう何か、報告、調査だけじゃなくて、積極的に出歩いて、だからすごく褒めたような記憶を今でも思い出しますけれども、今回も同様に、同じスタンスでやっていらっしゃるということで、本当にこどもの権利に関するとても最善の方法を今、考えてなのかなというふうに、今でも思っております。

それで、最初の質問は、もう深掘り、視点を変えてということで、2回目やったということで、先ほどから富沢課長から何度も報告ございました。

それと、1点聞きたいのは、調査の出したのが全部で、これでいくと3万5,000になるのかな。そうですね。それで、回収がどうなのかなと思ったら、昨日かおととい頂いた本の中に、約8,700件、712件と書いてあったかな、回収できたというふうにたしか書いてあったと思うんですけど、その辺の回収に関する、これ8,700でも物すごい多いとは思いますが、3万5,000に対して8,700というのは、その辺は何か改善の余地があるのかなというところをまず、ごめんなさいね、その辺だけ聞きたいと思うんです。

○浅川委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 こちらの調査は、母数でいきますともう捉えられない感じなんです、在住・在勤・在学という形に大人のほうはしていますので、文京区にゆかりのある方は皆さんみたいな感じになりますので、母数というのは捉えるのが難しいところでございます。ただ、子どもの世代に関しては、一応、皆さんにはがきが届くようにということで、お話があったように3万5,000通ほど御用意しまして、お送りしているところでございますので、そこからどれくらい答えていただけるかというところでございます。多いか少ないかというのは、ちょっとなかなか捉えにくいかなと思うんですが、それで一つのやり方として、今回もまずタブレットも併用することで、区立の小・中の方にはそこからも答えていただけるようにしているというところでございます。

それから、繰り返しだということで、またかという人もいらっしゃるかもしれませんが、この件がまた来たなというところで、併せてお答えいただけるということで、こどもの権利の周知・浸透というところで、改めてお答えいただける方もいらっしゃるのかなと考えているところでございます。

あと、ちょっと繰り返しになっちゃうんですけど、リーダー会議の中での募集のときに、高校がたしか15校ぐらいと、私立とかの中学校を11校ぐらい回っておりますので、そういっ

たところに関して、副校長先生等を通じて周知の依頼というのができるかと思っていますので、今までちょっとアクセスできなかったところに関して周知ができるかなというところがありますので、そういったところの世代の方からの回答に関して、ちょっと増えることを期待しながら進めていきたいなと思っているところでございます。

○浅川委員長 市村委員。

○市村委員 ありがとうございます。

それでは最後の質問で、今回も自ら出向いて、こういった推進リーダー会議のようなものをやられて、中高生を中心にですね。その中で、すごい成果が上がっているというような話も、生の声も聞けて、これからこの権利に関する上でとても役に立ったというふうにも聞いております。その推進リーダー会議の中での内容をちょっとだけでも、どんな内容だったのかだけ聞いて、これからもぜひ生の声を生かしていただきたいなと思うので、ちょっと、もしよろしければその内容を教えていただきたいと思います。

○浅川委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 リーダー会議のほうは、今、進めているところなので、評価はまだ現在進行形かなと思ってございます。ただ、今のところ、当初考えていたのは、20人定員で考えていたところを、3倍ぐらいの方にお集まりいただいているんですけど、途中で皆さんちょっと脱落しちゃう方がいるのかなと思っていたんですね、正直。おまえの話はつまらないよって、みんな出ていっちゃうかなと思ったんですけど、そういうこともなく、皆さん3回目も50人を超える方が御参加いただいているのと、あと、欠席の連絡もしっかりくれるんですね。なので、いわゆるいなくなっちゃうということがなくて、そこがすごくありがたくて、このことはリーダーの皆さん本人にも、私、ちょっと感動していますよとお伝えしたんですけども、それはすごくありがたいなというところでございます。

それで、中身としては、第1回目は、東洋大学の森田教授のお話をお聞きして、そこで子どもの権利の大きな捉えというんですかね、こういったものなんですよというのをお話ししました。リーダーの皆さんも、感想などで出ていますけれども、初めて聞いたこともたくさんあって、勉強になったというようなところがありました。

2回目からは、不肖私のほうが講師を務めてはいるんですけども、そういったところの中では、「もやっと体験」ということで、こんな経験はないかというのを皆さんと一緒に話し合ったら、なかなか赤裸々に、多分普通はそこまで皆言わないんだろうなというところまで、皆さん深掘りして、心を開いてお話ししてくれている場面もありまして、リーダー会議

のとき、一応おきてというのをつくってしまして、恥ずかしがらず積極的に意見を言おうということと、他人の意見は遮らず、否定せず、しっかり聞こうということと、それからここで聞いたことはここだけの秘密にするということで、この3点を毎回私のほうが言いまして、それで進めているところでございます。なので、「もやっと体験」なんかは、少しプライベートな進路の話とか、かなり深いところをお話になられた方もいたんですけど、もうここで聞いたことはここだけの秘密にしてくださいねというところの中で進めているところでございます。

また、3回目のほうは、子どもの最善の利益ということで、2回目の「もやっと体験」では、自分もやっとした体験の話なんですね。こどもの権利が守られて、大体親との葛藤の話がよく出てきました。

3回目の最善の利益の話に関しては、大切にされているというところの自覚、改めて感じてもらおうというところをちょっとやりたいなと思ったので、大切にされている場面はありますかという話を聞きます。そういった中で、「もやっと体験」のときには、親子の葛藤の話があったんですが、3回目の子どもの最善の利益の話の部分では、実は親にはこんなに大切にされているんだなみたいなことを振り返ってもらうような場面も出てきたかなというところでございます。

3回目の実施結果については、今、まとめているところになりますので、まとまった段階で、ホームページ等にもお載せいたしますので、ぜひ御覧いただければというところでございます。

そういったところの中を通じて、リーダー同士も大分皆さん仲よくなったような雰囲気も感じられますし、グループディスカッションとか発表という、そういったやり方にも大分慣れてきたのかなというところはございます。そういう意味では、ちょっと表現は大げさかもしれない、人材育成というところにもつながっているのかなと思っているんですね。

リーダーという名前を決めたところも、ここで学んだり体験したことを皆さんが持って帰っていただいて、学校とかお家で話していただいて、そこで子どもの権利というものを身近なところから広めていただいて、深めていただきたいなというところで、リーダーという名前をつけております。

毎回、私、その会合で会った後とか終わった後とか一応声をかけるようにして、ここで感じたこと、話したことをぜひ持ち帰って、周りで話してねというふうに声かけているところなんでございますが、そういったところで進めているところでございます。

これから、いよいよ条例の前文を作るといふ、本来の本当のミッションに入っていきますので、これからさらに参加している方がどんどん成長しながら、我々と一緒にやってくれることをすごく期待しております、すごく楽しみにしているところでございます。

○浅川委員長 市村委員。

○市村委員 具体的な内容を聞いて、ますます何か期待感というかね、中高生から学ぶこともあり、本当、すばらしいなと今、感動しております。これからも引き続き、中高生と一緒に学びながら、いいものを、こどもの権利条例をつくっていただければいいなと思っております。

以上です。

○浅川委員長 宮崎委員。

○宮崎委員 今回、このこどもの権利に関する意識調査報告書、第1回目のやつや、あと、今回のこどもの権利に関する意識調査2回目の内容なども読ませていただきましたけれども、本当に丁寧に進めていただいている、アンケート自体もすごい分かりやすく、内容も分かりやすく、本当に答える側のほうにも丁寧な配慮がされていることが大変感じられました。

ちょっと1個、質問なんですけれども、2番の調査対象及び調査方法のところ、こちら第1回目意識調査アンケートも今回2回目と同様、WEBアンケート形式でアンケートを実施したと思いますけれども、第1回目の際は、調査方法に関しては特にトラブルや問題はなかったのでしょうか。また、例えばですが、QRコード機能が搭載されていない機種の手持電話、こちらはアプリをインストールしたりする必要がある手持電話の方や、あとは、手持電話、パソコン自体をもう所有してなかったりする方で、アンケートに答えたいという要望を持つ方ももしいらした場合は何か考えていたりするのか、教えていただけますか。

○浅川委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 昨年実施したアンケートのところは、特に私どものところとか、あと、委託事業者のほうにこういった困り事があったよというようなお話は、聞いていないところではございます。

区立の小学校、中学校に関しては、タブレットのほうからもクリックすることで入れますので、機器の関係で答えられないというところは、より少ないのかなというふうに思っているところでございます。

また、今後、仮にそういったところでお困りのところ、携帯やパソコンの関係だったり、それ以外にも、日本語のところなかなか読みにくいという方もいらっしゃると思っておりますし、

様々なその方の特性であったり、そういったところの中で、答えたいけど、ちょっと助けてほしいというところを手伝ってほしいということもあろうかと思っておりますので、そういったところに関しては、問合せいただきまして、個別に丁寧に対応していきたいと考えているところでございます。

○浅川委員長 宮崎委員。

○宮崎委員 ありがとうございます。様々な状況の方々にもしっかりと配慮されている対応が御用意されていることが分かり、安心いたしました。

こちら今後も、できるだけ多くの世代の方々の声にしっかりと耳を傾けていただいて、子どもの最善の利益を守るために、こどもの権利擁護に関する条例の制定に向けて、引き続き、さらなる認知度向上の周知も含めて、丁寧に進めていただければと思います。ありがとうございます。

○浅川委員長 宮野委員。

○宮野委員 こどもの権利に関する意識調査は、2回にわたってアンケートを実施していただくということで、こういった試みはほかにあまり聞きませんので、丁寧に声を聞いてくださっているなというふうに感じております。アンケートという機会を利用して、意識啓発を行っていくというような考えも理解できるところです。

1点だけ、市村委員からもありましたが、前回の回収率ですね、あまり高いとは言えなかったなと思っております。本日の資料に、はがき送付予定数を書いているんですが、これを前回の回収数と照らし合わせると、小1から3年生が約22%ほどで、小4から6年生が23%ほどで、中高生を合わせると約16%になるのかなと思います。大人は、約36%ということになると思います。さらに、これが区報やホームページ、SNSなどで案内を見て回答した方もいらっしゃると思いますので、分母はこの数より増えるのかなと。そうしたら、実際の回答率はこれよりも減るのかなというふうに思っております。これは決して多くはない数字だというふうに思っております。

今回、前回は答えてくださった層の方々がまた同じようにアンケートを読んで、案内を読んで答えてくださって、その方々にとってさらに意識が高まっていくだろうというのは想像できるんですけども、それだけではなくて、やっぱり前回答えなかったという方にも答えてほしいなと思います。そのための工夫をどのようにしていくのかということと、今回はどれくらいの回答数を目標というふうに行っているのか、お伺いしたいと思います。

○浅川委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長　今回も進め方としては同じ形で進めていきたいと思っ
ています。こども月間という周知のところの取組だったりとか、このアンケート
2回目ということだったりとかということで、文京区のほうで条例をつくりながら、こども
の権利について進めているんだというのをより多くの方に知っていただきながら、そういっ
た土壌をつくりながら進めておるところというふうには認識しております。

なかなか、やり方として、具体的にプラスアルファで、今までお答えいただいてないところ
にどうアクセスするかということに関しては、区報とかホームページとかSNS、そう
いった掲示板であったりとか、あとは施設でチラシを置いたりとか、そういった形をまた今
度も地道に繰り返していくということになるのかなと思うんですけども、区の中で全体
としてそういった動きをしているんだということが少しずつ広がっていく中で、こどもの権
利に対しての周知を広げていきたいなというところを進めているところでございます。

目標値といたしましては、特にあれではないのですが、前回はさらに上回っていければ、
特に中高生等で増えていけばいいかなというふうには思っているところでございます。

○浅川委員長　宮野委員。

○宮野委員　ありがとうございます。先ほど御説明いただいていたリーダー会議についても、
とても私は有意義だと思いますし、アンケートに答えてくださる方の声はよく届いて、前回
も項目が増えたりしていましたが、そういったふうに計画に反映していただいている
ことはありがたいなと思うので、それはそれで評価をしているところなんですけれども、実
際にアンケートに参加して下さっている数よりも、そうでない、参加していない方のほう
がやっぱり多くて、無関心とまでは言わないんですけども、そういった声の上がないと
ころ、主張がされないようなところ、そういった層にこそ、この条例の考え方が届いてほし
いなというふうに思っておりますので、そういった層の方々の声も広く聞いていける方法が
ないかなというところは、常にやはり意識して啓発に当たっていただきたいなというふう
に思っております。

先ほど子どもたちのタブレットから答えられるというようなお話もありましたけれども、
例えばタブレットを活用して、学校の授業のどこかで、こどもの権利について取り上げてい
ただくというようなことはできないのでしょうか。

○浅川委員長　富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長　学校のほうとの連携につきましては、このタブレットという
場所から自主的に皆さん入っていただくようなところがあったりとか、あと、先ほども御紹

介しましたけれども、学校の現場で先生方のほうに私どものほうから周知啓発をしながら、そういったところの中で伝えていただけるような動きというのを強めていきたいなと思ってございます。学校のほうだと、授業とかそういう形になると、単元とかカリキュラムの問題とかがあるかと思しますので、その辺のところの整理は要るのかなと思っているところでございます。

こちらに関しては、アンケートは今回一つ目玉でやるんですけど、ずっと啓発に関しては続けていくことが一番大切なのかなと思ってございます。今、まだ全ての方には当然行き着いてないのは私ども理解しているところなんですけど、これを、例えば条例ができた後もずっと様々な形で、この啓発の動きというのを続けていくことで、どんどん裾野を広げていくということが一番大切なのかなと思っているところなので、少し長い視野の中で啓発というのを捉えていきたいなと思っているところでございます。

○浅川委員長 宮野委員。

○宮野委員 分かりました。このアンケートでもそう思ったんですけども、以前に竹早の図書館のアンケートを学校で行ったという際に、やっぱり区の考えもあるけれども、学校のアンケートを行う現場で子どもたちに区の考えというのが伝わり切っていないのかな、そこがちょっともったいないなというふうに考えておりましたので、何かそこら辺改善できる場所があれば、区全体としてアンケートを取ることに関して、改善できることがあればいいのかなというふうに思ったのでお聞きしました。引き続き、様々な声が反映されるように取組をお願いいたします。

以上です。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 今回、2回目のアンケートをやるということで、私も宮野委員と同じような思いがあるんですけども、やはり1回目の回答数が少ないということですね。2回目については、この少ない回数をやっぱり引き上げていく工夫がもっと必要かなと思うんですけども、その辺のところ、この間、皆さんお聞きをしているので、一定、考慮はされていると思うんですけども、その辺の内容ということ。

あと、1回目の調査結果については、こどもの権利の認知度というところで、先ほども出ていましたけれども、やっぱり内容まで知っているという回答が、高校生が一番低いのかな、23.7%、大人がその次で25.3%ということで、この認知度を上げていく、それはアンケートの中でも、やっぱり認知度を上げていくような工夫のアンケートも必要なのではないかなと

いうふうに思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。

○浅川委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 アンケートの回収というか、回答の数ですかね、こちらのところは、前回に関しては、皆さん御確認いただいた8,712件という数が出ているところがございます。地道に続けていくというのが一番のやり方なのかなというふうには思っております。今回、幸いにも、この短い期間の中でもう一回アンケートをやれるようなスキームでの事業ということなので、こういった2回を一つセットといいますか、2回の中で様々な場面も聞き取っているところがございますので、前回お答えいただいた方にはお答えいただきつつ、また皆さんにもお広めいただいて、増えていったらありがたいかなというところがございます。

また、今まで協力がちょっと薄かった区内の高校のほうとも少し連携ができそうかなというところがありますので、そういったところを通じて、多くの方にお答えいただければありがたいかなというふうに思っているところがございます。

また、アンケートの中の工夫というところだとは思いますが、今回、そういった意味では、問の2番のところ、本当に大切なこどもの権利についての考え方を、選択肢として具体的に目に触れるようにいたしております。なので、こういったものを答えることの中で、知っていただいたり、関心を持っていただいたりということが出来るかなと思っています。

また、お子さん向けのところに関しては、周知のはがき等にも、難しい、分からないところがあったらお家の方とかに聞いて答えてくださいねということもしていますので、何か分からない言葉とか初めて見る言葉、特に学年の小さい子はそうだと思うんですけど、そういった場合には、例えば親御さんの中でお話合いいただくことで、こどもの権利についての理解というのがそこでも深めていただくきっかけにもなろうかなというふうに思っております。

また、大人向けのほうでは、自己点検というようにところで、幾つかしていただくような設問を設けておりますので、そういったところを通じて、知識としてだけじゃなくて、実際の自分の日頃の振る舞いといいますか、行動の中で、こどもの権利というのを少し落とし込んでいただけるようなふうに意識していただけたらありがたいなというところで工夫したところがございます。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 お子さんたちが一番接している保護者とか学校の先生とか、そういうところで、

このこどもの権利のことをもっと理解を深めていくような、そういう取組も併せてやっていくということが必要ではないかなというふうに思いますので、そこは継続してずっとやるということですから、条例ができてからも当然そういう形になっていくと思うので、そこはそういう形で進めていってほしい、当然やっていくべきことだと思います。

あと、今回、こどもの権利推進リーダーの会議が、先ほど報告されて、第3回目も開かれたということなんですけれども、資料を見ますと、お子さんたちというか、集まっていたいて、テーブルに分かれて意見交換をしているんですけれども、テーマというのが決められてというか、このテーマの枠の中だけじゃなくて、もっと広く当然やっていると思うんですけれども、2回目のところでいうと、テーマが日々の生活で感じた「もやっと体験」、もう一つが、自分に関する大切なことについて意見を言った、聞かれた経験、こういうことで2回目はやっていますというふうになっているんですけれども、3回目は、先ほど何か子どもの最善の利益ということのようなんですけれども、このテーマの決め方というか、誰がこういうテーマでいきましょうというふうにやった、それは区側からそういう提案をしている——3回目は、課長さんが講師だったというふうに聞いていますけれども、テーマについては、事前にこういうテーマでやりましょうみたいなことは言ってなくて、その場で子どもたちにそういう話を、こういうテーマでやりましょうというふうにされているのかということ。

あと、2回目の会議のテーマをさらに内容を深めていく、そういうこともやっていくんだというふうに思うんですけれども、テーマをあれしちゃうと、どうしてもその中だけというか、区側の思いを何か子どもたちに、押しつけという言い方は変なんですけれども、こういう枠の中でみたいなことになってしまいがちではないかなと思うので、もっとやっぱり自由なというか、そういうことができるようにしたほうがいいかなというふうに私は思うんですが、見解をいただきたい。

それと、この間、世田谷区では、前文を作るに当たって、前につくった条例がちょっと今の社会の流れの中でそぐわなかったり、あと抽象的なことが多いので、子どもたちに前文を作ってもらおうということで会議が持たれていましたけれども、世田谷区は4回だったというふうに言っていて、文京は7回予定しているということで、7回となると結構期間が長くて、その中に子どもたち、期末試験やら夏休みが入ったりとか、なかなか集中し切れない部分もあったりするんですけれども、その集中を維持していくというか、そういうことも非常に難しいかなと思ったりも、これは老婆心というかね、あるんですけれども、その辺の考え方をお聞かせいただきたい。

○浅川委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 こどもの権利推進リーダーに関しましては、ミッションの一つは、条文の前文を一緒に作ろうというところでございます。

もう一個は、先ほどもお話ししたとおり、おこがましいですが、人材育成というところで、こどもの権利について本質的な理解を深めていただいたリーダーが学校や御家族に戻ったところで、そこでいろいろと発信をしていただいて、こどもの権利についての理解、認識というのをどんどん広めていくというところ、まさにリーダーとして動いていただくというところにあると思っております。

ですので、前半に関して、特に今まで行いました1、2、3、3回に関しては、どちらかというところ、こどもの権利の大切なところと一緒に学んでいこうという、そんなスタンスで考えているところがございますので、我々のほうで、カリキュラムというような感じですかね、ようなイメージで捉えていただけるとありがたいんですが、テーマを絞りながら進めてきたところがございます。

こどもの権利に関しましては、我々の素案の中でも基本理念のところ掲げています4つの原則というのがあります。その中で、まず、2回目以降はちょっと私のほうで講師をやらせていただいているんですが、2回目以降のところでは、まずこどもの権利そのものを自分事として捉えていただきたいということで、この「もやっと体験」というものはやってございます。自分の経験の中で、こどもの権利がうまくいった場面、うまくいかなかった場面というのを思い出してみようということで、自分事として捉えていただきたいということでやっております。

その後、4原則、基本原則に戻りまして、その中の子どもの意見の尊重というところにテーマを当てたのが2回目の2つ目のテーマでございます。

3回目、今ちょっとまだ資料がホームページ上に出せてないんですが、3回目に取り上げたのは、その4つの原則の中のもう一つでございます最善の利益というところの考え方について、理解を深めるようなお題とグループディスカッション、その後の解説というところを進めているところがございます。

これからの流れとしては、そういった基本的な大切なところを再確認していただいた上で、それぞれの感じている権利の状況であったりとか、それをどうしていきたいのか、そのために何が必要なのかというのを考えていただいて、それをまとめていく形で前文の中に盛り込んでいきたいなと思っておりますので、そういった動きをこれから4回目、5回目というところ

ころで進めていきたいと思えます。

それから、その後、中学生サミットのほうから、中学生のほうで各生徒会のほうでまとめた御意見というのもいただけるという今回運びになってございますので、そういったものもいただいた上で、改めて作った案に対してもう一度アプローチするというのを、6回目、7回目でやりたいというふうに考えているところでございます。

実際、学生の皆さん、確かに生徒の皆さんお忙しいので、今までも1月と3月にあって、2月は期末試験のタイミングなので外しております。それから、今回、ちょっと準備したんですけれども、いろいろお話を聞いたところ、5月とか6月のお尻、7月の頭というのは、中間テスト、期末テストがある時期なので、そこを外した形でセッティングしておるところでございます。

そういったところ、参加される皆さんの御都合等も考慮しながら、あと修学旅行があるという話も聞きましてですね、そういったところも配慮しながら、なるべく多くの方が参加できるようにというところでございます。

あと、皆さん、集中力という今お話だったんですけど、我々も心配したんですが、全く心配要らないですね。来ていただいた方、本当に熱心で、非常に積極的に取り組んでいただいておりますので、逆に我々のほうが飽きさせないようにというんですかね、そちらのほうに気を使いながら進めているところでございますので、私どももこれからどういうふうに転がっていくか、正直見えない中での進めであるんですけれども、リーダーの皆さんの取組に大いに期待しているところでございます。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 よく御説明いただきまして、ありがとうございます。

2回目の会議の参加者の意見というのを見てみますと、結構、学校の校則だけじゃないんですけれども、学校の中でのちょっと自分の思っていることと違うあれだし、要求してもなかなか実現できないというような、そうした意見が結構あるんですよ。ですので、子どもの意見表明という形では、きちっと条文の中には入っていくんですけれども、この意見表明だけでは解決できない。学校現場で解決していかなければならないことって結構あると思うんです。それについては、今回は、これは理念条例ということですから、具体的なことは条例ができてからどういうふうにしていくかということになるんだと思うんですけれども、具体的な推進体制については、前回、報告がありましたけれども、そういう中に、本当に子どもたちのこういう要望とか意見とかが入るような仕組みにしていくのと、多くはやっぱり学

校現場で解決していかなきゃいけないというがあるので、そのところについては、これから具体的にどういうふうに進めていくのかということなんですね。このリーダー会議のところは、主には前文のところの検討ということのようですけども、やっぱり条文そのものにも子どもたちが意見が言えるような、そういう中身にしていったほうが良いというふうに思うんですけども、その辺がどうなっているのか。

あと、議会に子どもたち、この推進リーダー有志からのお願い、御提案というのが来ているんですけども、これは区がどうするというのではなくて、議会のほうでどうするかということなので、これについては、やはりそのお子さんたちと、希望者というふうに言っているんですけども、意見交換する機会をつくっていただきたいというふうに要望が出ているので、これは文教委員会だけで決めるものではないかとは思いますが、ちょっとそのところも、これは議会で議論するところかなとは思いますが、ぜひそういう機会をつくったほうが良いかなとは思います。なので、これは課長さんが答えられることじゃないかもしれませんが、併せて……。

○浅川委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 2回目の「もやっと体験」のところ、参加された方々、多分ふだんは言わないだろうなということも言っていた場面もあったので、非常に身に迫ったようなお話もあったかなと、思っているところでございます。参加された方は中高生の方なので、やっぱりその生活の主な場面って、学校とか部活が占めている場面って大きいかと思うんですね。なので、そういったところの中で、こどもの権利について振り返って下さいというお題の中だと、学校や、あと進路の話ですかね、親との関係の中ではですね、そういったところがやっぱり集中して出てきたのかなと、思っているところでございます。

委員のおっしゃるとおり、こどもの権利の条例は、理念条例ということになりますので、区として、私どもの部署としてこれを掲げることで、各課において、子どもたちの関わり合いとかそういうの度合いとかを踏まえながら、適切な運営といいますか、こどもの権利の考え方を踏まえた運営を、条例をつくった後もそうなんですけれども、今、つくっているこの今のタイミングにおいても、配慮しながら進めていくものというふうに理解してございますので、そういった各課の対応の中で、様々、ここに上がってないような問題も含めて、様々な場面で子どもの意見を尊重したり反映したりというところは進められていくものと認識しているところでございます。

また、リーダー会議の中でも、これから前文について話していく中では、具体的な話も出

てくると思いますので、当然その中で出てきた中身に関しては、条例のその1条、2条って後ろのほうですよ、前文じゃないところに関しても、必要なものに関しては、反映していくところは当然やっていきたいと思っているところでございます。

最後の有志の方のお話に関しては、まずそういう動きがあるということで、私どものほうから区議会事務局を通じて、情報提供させていただいたところでございます。そちら実は、リーダー会議の後に、ある参加者の方がつかつかと来ていただいて、これをちょっと読んでくださいと私、渡されたので、それでこういったお話になっているところではあるんですけども、我々のほうの捉えとしては、有志という表現ではあるんですけども、もしかかなうのであれば、非常にいい機会であろうかとは思っていますので、有志ということに止めずに、リーダー会議全体で何かできることはないかなというふうに思っているところでございます。

なので、実は、前回の3回目の4月でやった会合においても、皆さんにこういう動きが今、実は出ているんですよとお話ししながら、せっかくであれば、みんなで何かこれに対してどう臨むか考えてみたらどうでしょうかというところを聞いておまして、実は、毎回、次回の出欠を取る、LoGoフォームでやっているんですけども、ここでやっていまして、その中に、こういうタイミングがあったら参加したいかと今、聞いているところなんですね。それで、そのところでたくさんのお声をいただきましたら、それをもってリーダー会議全体としてどう臨んでいくかというのをちょっと考えてみたいなと思っているところもございまして、議会の皆さんの御意向とかも踏まえながら、どんな形でこのリーダーの方との意見交換みたいなのが実現可能なかどうかというところは、改めてまた御相談差し上げられればと思っているところでございます。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 ぜひ、そこは議会のほうで話し合いが持ててあれすればいいかなという相談もしていただきたいということは要望しておきたいと思っております。

それで、先ほども言いましたけれども、やはりこの条例については、理念条例ということですから、具体的な中身というか、推進体制、そういう、より条例が活かされるための具体的なことも盛り込んでいただきたいなと思うんです。

この間、子ども委員会で豊島区に視察させていただいたんですけども、豊島区では、子ども会議というのが条文の中に第20条というところに入れてあるんですね。子ども・子育て会議の資料5を見ましたら、中野区でも入っていますし、北区でも子ども会議というのが入っているので、文京区としても、この条例の条文の中にやはり入れるべきではないかなとい

うふうに、これは提案です。

豊島区で私たち勉強させていただきましたけれども、この子ども会議がだんだん進化というか、していく中で、子どもたちがその会議で提案したものが予算化されて、それで事業が行われたというのも報告、私たち聞いてきているので、ぜひ、子どもたちが自分たちが出したことが事業としてできるって、そういうことになれば、もっともっと子どもたちっているんな意見を出していくんではないかというふうに思いますので、文京としても、ぜひそのところは入れ込めるような形を取っていただきたいと思います。

それで、この頂いた報告書を見てみますと、先ほども千田委員が言っていましたけれども、この自由回答のところは物すごく、私たちも参考にさせていただきました。ここで書いてあるのは、やっぱり条例制定で終わることなく、区として、子どもの権利擁護の活動をもっともっと充実させてほしいということがすごく強調されていて、やはり条例ができた後どのようにしていくかという、ここが非常に大事です。先ほども言いましたように、学校の中のことって、なかなか校則とかってというのは変えられる、変えるためのルールもないというようなこともあったりするので、子どもたちがそういう意見が、本当に意見表明というただの言葉ではなくて、実際に意見表明をしたものが実現できるというか、そういうような、やっぱり条例の役割だというふうに思いますので、そこはぜひ充実した内容になってほしい、いってくださいということを要求しておきます。

○浅川委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 各様々に子どもの意見を聞き取る取組といたしますか、されているのかなというのは、私ども研究しているところでございます。我々が今考えておるところは、この始まりました、こどもの権利推進リーダーの動きというのを、このまま条例ができた後もまずは続けていきたいなと思っておるところでございます。まず、今年度までは、条文を作るというところに参加していただいて、進めていきたいなと思っておるところでございます。

その後は、今度は啓発をやっぱり拡充していきたいなと思っていきますので、啓発の仕方とか、どういうやり方がいいのかとか、実際にどんなものをつくったらいいのか、動画だったりとかパンフレットとかいろんな媒体があると思うんですけど、そういう場合にこういったものがあるのかということも、まさにその世代の受講生の方に聞きながらやっていけるのかなと思うので、こどもの権利推進リーダーという動きの中で、まずは条例をつくって、それを広めていくというプロセスの中で、子どもの意見を聞き取る取組というのをしっかり

とやっていきたいというふうに考えているところでございます。

あとは、私どものところでこの条例をつくっていく中で、それを踏まえて、各課のほうで子どもとの関わり合いの度合いであったりとか、そういったものを踏まえながら適切な対応をしていけるように、我々としても旗を振っていきたいと思っているところでございます。

○浅川委員長 それでは、白石委員。

○白石委員 全て出尽くしているのであれなんですけど、こども家庭庁が進める「こどもまんなか社会」実現に向けて、いち早く区のほうでも動き出して、その根本となるこのこどもの権利条例をつくっていくという中で御努力いただいていることは、今までの委員の発言からも感謝申し上げたいと思います。

それで、これはもう知る権利、答える権利、決める権利、決めない権利と様々なところが、子どもたちが経験しておられると思います。その中で、自由闊達な御意見もいただいて、これ一つ一つに答えることは不可能なところもあるんでしょうけれども、それがあからゆえに、先ほどもあったように、リーダー会議が活躍しているので、リーダー会議の発展的な形をどういうふうにつくるんですかというのが僕のまず1つ目の質問だったんですが、今、お答えいただいたので、それは分かりましたというところです。

2つ目の質問的には、スケジュール的なもので、来年の4月施行に向かって、このスケジュールで行きますよと。今日、部長も子育て支援課長もいらっしゃるので、一方で、部で抱えている政策、子育て計画だとかそういうのもある中で、まず部長に聞きたいのは、これはもう今年度中に部内では全部統一して、それが生かされた形で、様々な面が来年の4月以降表れてくるのかどうなのか。その上で、先ほど答弁の中で、4月以降は他の課と連携しながら様々な連携をしていきますという答弁があったんだけど、そういう見方でいいのかな。いやいや、そうじゃなくて、私たちの部も来年の4月から連携していくんですよということなのか。その辺のことは、部長のほうではどのように進めていらっしゃるのか。

○浅川委員長 多田子ども家庭部長。

○多田子ども家庭部長 こういったテーマに限らず、協力・連携ということでは、当然子ども家庭部内もそうですし、全庁的な形でこれまでも協力・連携をしっかりと取ってきているという認識でいます。また、今回の条例策定後、これまでも幾つか御質問いただきましたけれども、理念条例ではありますけれども、理念条例に書かれている思いを、全庁であるとか区内全域で共有をして、しっかりと子どもの最善の利益につなげるような個々の取組につなげていきたいというふうに思っています。

○浅川委員長 白石委員。

○白石委員 ということは、来年の4月以降は、文京区としては、全庁的にこのこどもの権利条約の理念が加味された中での政策が打ち出されていくと。それで、啓発活動というのは今、大きな課題になっていたけれども、一つ子ども家庭部がやったって、たかが知れている話で、やっぱり全庁的にやっていかなきゃいけない話なので、それはできるのか、できないのか。その辺はどうなの。

○浅川委員長 多田子ども家庭部長。

○多田子ども家庭部長 実際に新規事業として何かを立ち上げるというイメージは、今のところ持っていませんけれども、今回のこれまでの議論の中でもありましたけれども、しっかりと周知啓発をして、例えば教育委員会と区の、教育委員会だけではなくて、区の様々な部署に対して、例えばですけど、職員向けの研修を行うとか、その理念条例に込められた思いがしっかりと各施策に浸透するような取組をしっかりとしていきたいと思っています。

○浅川委員長 白石委員。

○白石委員 大変御協力いただいて、この意識調査がワン・ツーと終わってつくられていくので、来年4月以降は、やっぱり本区は全庁的にこの理念条例が加味された上で歩んでいるんだという姿勢をしっかりと打ち出せるように、各部署と連携していただきたいと思います。

1点だけなんですけど、これは各自治体でこのこどもの権利条例についていろいろ研究され、いろんなキーワードが入ってくるということになっているんですけど——なっているというか、それが特性で、文京区と豊島区さんが違ったっていいし、豊島区さんよりもほかの広島県のほうでつくられているこども権利条例ってまた違うんだと思うんですね。そういうキーワード探しというのは、この1回目の調査が終わった時点で感じていらっしゃるのか。また、そのキーワードを大切にしながら、リーダー会議の中で次の調査に向かって掘り起こしていこうとしているのか。その点はどうなんでしょう。

○浅川委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 今、ちょっとお手元に素案がおありになるかどうかというところがあるんですけど、まず1年目のプロセスの中では、休むということの大切さというのが、子ども・子育て会議等を含めて話が出ました。なかなか文京区、教育熱心なところも多いので、子どもたちが休むということが大切だなというところの中で、休むということが一つ重要な、こどもの権利を守っていく上では重要なところなのかなという話がありました。

あと、1回目のWEBアンケートの中で、こどもの権利の種類の中で、こんなのもそう

んじゃないんですかというフリー意見の中で、家族と過ごすとか、大切な人と一緒に過ごすというキーワードがあったんですね。なので、それを踏まえまして、実は2月の素案の中では、家族や大切な人と一緒に過ごすことというのを一つ資料として加えました。

実は、ほかの、私が見ている範囲だと、こういう方向性の言葉って少ないのかなという気はしているんですが、非常に大切なところであろうと思いましたので、加えているところまでございます。

そういったところの中で、またこの2回のWEBアンケートとか、リーダー会議、これから子どもたちから言葉をいただいきたいと思っていますので、そういったところの中で、より文京区らしい言葉が引き出せればというところで考えているところまでございます。

○浅川委員長 それでは、沢田副委員長。

○沢田副委員長 私からは、3点です。1つは、こどもの権利の認知度向上で、2点目は、自己肯定感と権利意識の関連性、そして最後は、条例施行後の継続的な評価の在り方について、伺います。

まず、1点目のこどもの権利の認知度向上についてなんですが、これは先ほど岡崎委員から認知度の低さの指摘があったと思います。結果を細かく見ていくと、特に小学校1年生から3年生の年齢層で、「知っている」という子どもが41.5%、これは全年齢で最低値であろうと思います。このアンケートでは、その権利の内容まで知っているかということは、その3年生までについては聞いていないんですけど、多分もっと少ないですよ、想定されるものは。

参考に、過去の全国調査を見ると、2023年実施、日本財団の子ども1万人意識調査の結果によると、権利の内容まで知っているという子どもは、10歳から18歳でも10%未満なんです。この調査では、名前だけ知っているという子どもは4割で、今回の区調査と同じぐらいの傾向なんですね。

私、教育熱心な文京区は、もうちょっと全国調査より高く出るのかななんて思っていたんですけど、結果的には同様だということで、これについて、改善の目標などお持ちだったりするでしょうか。あれば、その達成の手段なども含めてお伺いできればと。

○浅川委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 こどもの権利について、認知度のところまでございます。小学校1から3に関しては、うちにも去年まで3年生だった子がいたんですけど、やっぱり年齢的などころで、まだまだそういったところを知る機会が少ないということはあろうかと思ひ

ますので、その辺のところ、4年生からぐんと増えていくところの差には出ているのかなというふうには捉えているところでございます。

また、この結果がまず一つスタート地点だろうなというふうに感じているところもござい
ますので、ここからこれを踏まえてどう広めていくかというところではあるかとは思いま
す。

「言葉だけを知っている」も含めれば、7割、8割の方が知っているというところでお答
えになっていますので、まずはその部分。

それから、「内容まで知っている」というところが4分の1にとどまっていますから、本
質的な理解をいかに深めていくかというところがこれからのミッションかと思えますので、
そういったところに向けて、様々な啓発の取組、これからやっていくべきところなのかなと
思っています。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 これからということで、ぜひ取り組んでいただきたい部分なんです、特に、
今おっしゃったとおり、学校の低学年の授業、それから保育園や幼稚園の保育・教育カリキ
ュラムで、こどもの権利の学習であるとか体験を確保すべきなんじゃないかなと思ってお
まして、要は、こども基本法で、学校や保育園、幼稚園にも動きがありますので、このタイ
ミングで、授業や日常の保育の中で子どもの権利について学ぶ機会を設けること、これを区
としても、先生たちや保育士の皆さんへの支援体制をつくることも含めて、課題として認識
いただければと思います。

2点目なんです、自己肯定感と権利意識の関連性についてなんです、今回の調査結果
では、権利が守られていないと感じるもの、選択肢の中からですね、選んだときに、特に全
年齢で最も高かったものが、あらゆる差別や虐待、いじめなどを受けずに安心して生きてい
くことができることという項目でした。これ何か原因とあって思い当たるものがあるでしょ
うか。あれば、その対策も含めてお伺いできれば、その条例にこういった結果をどのように
反映するかも含めてなんです、お伺いできればと思います。

○浅川委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 守られていないと感じる子どもの権利というところの回答で
すが、年代ごとで少しばらけはあったのではないかと認識はしているんですけど、ただ、そ
の中でも、差別の話とか、あと個性が認められ、自分のことが大切にされていることとか、
あと意見表明のところですかね、そういった幾つかの項目は、どの学年というか、区分でも

上位に上がっていたかなというふうには認識しているところでございます。これ、それぞれ皆様の感じられているところかなと思いますので、こういったことを踏まえながら、これからの啓発であったりとか、様々な取組の中で、意識していくべきところなのかなというふうにご考えているところでございます。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 ここに関連してなんですが、今、取り上げたのはなぜかということなんですけど、他者に尊重されているかという、子どもたちの意識に問題があるんじゃないかなと思ひまして、調査結果でも、他者を尊重する意識が高い子どもほど、権利を認知し、守られていると感じる傾向が示唆されていると取れるんですが、同じように、自己肯定感も、他者を尊重する意識、そしてこれとある種表裏一体だと思うんですけど、自己肯定感についても同じ傾向が見て取れるんです。ただ、ここには注意すべきポイントもあって、自己肯定感については、年齢が上がるにつれて低くなる結果が出ています。

他者を尊重する意識、そして自己肯定感、こうしたものについても、併せて原因であるとか、思い当たるものがあれば構いませんが、その対策について伺えればと思います。

○浅川委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 今回、子ども向けのアンケートは、冒頭のほうで、あなたは自分のことが好きですかということで、自己肯定感といわれるものを聞きました。それから、その次の問いで、あなたは周りの人の意見や気持ちを大事にしていますかということで、他者の尊重というところをお聞きしました。

委員がおっしゃられているのは、その後のところで、クロス集計のようなところで、その辺の自己肯定感とか他者の尊重があるなしで、こどもの権利の認知度であったりとか、こどもの権利が守られていないと思うのはどれかというところが、クロス集計の中で出てくる場所かと思ひます。

ざっくり御紹介いたしますと、自分のことが好きとか、他者を大切にしていると答えた子どものほうが、こどもの権利の認知度が高かったり、それから16種類のそれぞれについて、こどもの権利として思っているかというのも高かったり、逆に、守られていないという回答が低くなっているというところがございました。

自己肯定感とか他者の尊重自体がどういう要因で高まるかどうかというのは、この調査だけだとちょっと分からないところではあるんですが、このクロス集計を通じてみますと、自己肯定感とか他者の尊重など、いわゆる精神的な、人格的な成長という表現でいいんですか

ね、そういったものと子どもの権利、人権の意識というのは関連性が高いというところが、このクロス集計でも表れているところなのかなと思っております。

子どもの権利の考え方というのは、子どもの成長にも欠かせないものでありますし、そういったところで、権利の意識というものと、自己肯定感、他者の尊重という、その人格的な成長との相乗効果というのがあるかと思いますので、子どもの権利を皆さんに知っていただくことで、そういった子どもたちの成長にもつながる部分があるのかなと認識しているところでございます。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 おっしゃったとおり、人格的な成長なんですよ。中でも、今申し上げたとおり自己肯定感、言い換えれば自己効力感を高める教育、具体的には主権者教育の充実が必要だと思っておりまして、これは昨年11月の本会議で、若者の自己効力感、そして政治的有効性感覚が低い全国の傾向、そして学校の主権者教育について質問したときに、教育長が不足の認識はないという御答弁だったんですけど、ただ一方では、学校も行政も地域も一体となって、社会総がかりで取組が必要な課題だと思うんですね。

関連して、3月の予算審査でも申し上げたんですが、若者のウェルビーイングは、いわゆる幸福感ですね、満足度というのは、所得や学歴よりも自己決定に左右されるという全国調査の結果があるんです。

もっと言うと、社会の役に立ちたいと感じている若者は多いのに、自分を変えられると感じられる参加の機会や見通しが無いという、その矛盾した状況も報告をされているので、何が申し上げたいかという、その参加の機会の少なさと、政治的有効性感覚、いわゆる自己効力感の低さというのは、相互に関連していて、負のスパイラルを生み出す可能性があるわけですよ。参加しなければ、政治に関わるスキルや効力感は育ちませんし、効力感がなければ、参加する意欲も湧きにくいということで、この参加の機会というところをくれぐれも注視してほしいポイントだということで、改めてちょっと指摘をさせていただいたんですけど、これと関連して、最後の質問なんですけど、条例施行後の継続的な評価の在り方についてなんです。

今回の調査、そして次回の調査も含めて、こちらの結果は、施策の推進、それから条例の実効性の向上に生かされるというお話だと思うんですけど、今後についてはいかがでしょうか。特に、条例施行後の継続的な調査、そして評価の在り方については、いかがお考えでしょうか。

○浅川委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 推進施策の確認・検証というような言葉にはなると思うんですけど、2月にお示ししました、こどもの権利に関する条例の素案のところ、具体的な推進体制の中の一つの柱として、推進施策の確認・検証というのは上げておるところでございます。

まずは、条例案の検討を今、重ねています子ども・子育て会議の場所で、条例に基づく施策の進捗とか取組状況の確認・検証を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 さっき板倉委員から紹介のあった子ども会議、ありますよね。先ほどは板倉委員の御発言では、豊島区など先行自治体の取組と事業化の実績についての御紹介だったんですけど、これも3月の予算審査で、私、移行後の評価体制の一つの案として、子ども会議を御紹介して、議論をさせていただいたんです。予算審査の中では、主に子どもの参加意識の向上であるとか、主権者教育の充実を目的に提案をしたんですが、その答弁の中で、今やっているリーダー会議ですね、これで条例の制定をした後も、条例の普及啓発の方法を検討する予定という御答弁だったんですけど、ぜひ、リーダー会議の延長で、条例の普及啓発のために調査や評価を検討されてはいかがかと思うんですが、どうでしょうか。

○浅川委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 先ほどちょっと御紹介しました、こどもの権利に関する条例素案の推進体制につきましては、今後も検討を進めていきたいと思っているところでございますので、今現在、ちょっとお話できる内容といたしましては、2月のときにお示ししたとおり、まず推進施策の確認・検証については、条例案の検討を重ねています子ども・子育て会議の中で、進捗や取組状況の確認・検証を行っていきたいと考えてございます。

また、子どもの意見を聞き取る取組につきましては、こどもの権利推進リーダーと一緒に、まずは条例制定後、当初の啓発手法について検討していきたいというところで考えているところでございます。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 それをぜひ、リーダー会議の延長として、子ども会議につなげていただければという意見です。先ほどもリーダー会議は人材育成の場だというふうな御答弁がありましたので、育った子どもたちを、そして、そこからつながる子どもたちに、次の会議体への発

展の道筋を見せてあげていただければと思います。

先ほど板倉委員からもう一点御紹介のあった、推進リーダーの有志の方から議会へのお願い、議員と一緒に意見交換をしたいという御提案の紹介がありましたけど、私も、この参加する権利の実現が、こどもの権利条例の最も本質的な課題なんじゃないかというふうに思っております。先ほど紹介した全国調査でも、これも同じです。守られていないと、感じる権利として、子どもが自分に関することについて自由に意見を言うことができ、大人がそれを尊重するという権利、これが多く上げられているんです。

また、同じ全国調査では、子ども会議など参加と意見表明のための社会的な仕組みを望む声も多く見られているんですね。

区の調査結果の中には、こうしたものというものは出てきているのでしょうか。

○浅川委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 前回の調査でいきますと、いわゆるフリー意見のようところで、条例策定後もしっかり啓発をしてほしいとか、そういった意見を言える場に参加していきたいとか、そういった言葉は、子どもも大人も入っていたかなというところがございます。そういった意見を踏まえながら、先ほどお話しした今後の推進体制については、検討してまいりたいと考えてございます。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 私、あると思うんですよ。要は、先ほどのリーダーの有志の方の御意見にあったとおり、議員との意見交換であったり、子ども会議のような社会的な仕組みを求める声があるんじゃないかと。ひょっとすると、そういった声を、今回、前回ですかね、の調査では、見落としているかもわかりませんので、ぜひ機会を見つけて、確認をしていただきたいなと思うんです。

これは、前回の委員会でも議論をした文京区の自治基本条例に定めた2つの権利、これこどもの権利でもあります。つまり、知る権利と参加する権利、このポイントについての話です。要は、今回の調査結果からも周知の不足が明らかになっておりますし、今の条例素案の中には、たくさんの権利が書かれていて、この知る権利と参加する権利が埋もれて見えてしまう。

前日も申し上げたとおり、自治基本条例との関連を記載すれば、ポイントを絞ってこれが伝えられるわけです。昨年11月の本会議でも区長がおっしゃったとおり、こどもの権利条例の制定と併せて、自治基本条例の理念を周知すると。その絶好の周知の機会だと思いますので、

引き続き御検討いただきたい。

あと、子どもの参加する権利については、前回の委員会で、特に知識や理解が限られる小さな子どもは、参加の機会が限られても仕方ないというような意見もあったんです。これって、要は大人の側の都合なんですよ。大人の管理の都合が優先されると、子どもだから仕方ないで片づけられてしまうので、そういったことのないように今後も気をつけていただきたいと思います。

あと、ほかにも本質的な課題がありまして、3月の予算審査で議論をしたんですが、いらっしゃったと思いますが、子ども政策、そして保育・教育政策には、共通する構造が、不作為の構造があります。つまり、私たちが保身に陥ってしまうと、気づいても何もしないというのが最良の選択になってしまう、そういった構造的な課題がありますので、特に御注意をいただきたい。これから子どもをめぐる環境は大きく変わりますので、ここで決断すれば未来は変えられますが、不作為で先延ばしにすればそのままですので、しかも結果が出るのは、10年以上先ですので、ぜひお気をつけていただければと思います。

少なくとも10年後、この場で、あのときああしていればよかったのにとということのないように、そして、そのとき大人になった子どもたちが、あのときああいう大人たちがいてくれてよかったねと思えるような、そういった条例づくりをこれからも進めていただければと思います。

以上です。

○浅川委員長 それでは、以上で、報告事項1「こどもの権利に関する意識調査（2回目）」について」を終了いたします。

○浅川委員長 その他に入ります。

委員会記録についてですが、本日の委員会記録については、委員長に御一任いただきたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○浅川委員長 ありがとうございます。

○浅川委員長 それでは、以上をもちまして、文教委員会を閉会といたします。御協力ありがとうございました。

午前 11時35分 閉会